3．ＰＣＢ廃棄物に係る引当金（環境対策引当金）及び見積額の計上基準
⑴　運営費交付金により財源措置されない当法人が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用の支出に充てるため、将来の支払見込額を計上しています。
⑵　運営費交付金により財源措置される当法人が保有するＰＣＢ廃棄物の処理費用は、引当金を計上していません。
4．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　当法人が運営費交付金により支払うことと特定していない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
⑵　当法人が運営費交付金により支払うことと特定した役員及び教職員に対して支給する賞与については、引当金を計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。
5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　運営費交付金により財源措置されない教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
⑵　運営費交付金により財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上していません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金の当事業年度増加額に基づいて計上しています。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
⑵　その他有価証券
期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
利率は日本相互証券が公表する第346回国債の平成29年３月31日利回り終値を参考に0.065％で計算しています。
8．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。
⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　　77,718千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　62,859千円
9．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。
10．財務諸表の表示単位
財務諸表については、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切捨てにより表示しています。

（表示方法の変更）
国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費等」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しています。
（重要な債務負担行為）
該当事項はありません。
（重要な後発事象）
該当事項はありません。
（貸借対照表関係）
1．固定負債に計上した「その他」は、平成57年８月31日まで低廉賃貸することを条件として贈与（負担付贈与）を受けた施設について、賃貸契約が当該契約期間の途中で終了した場合に当法人が負う当事業年度末時点の償還義務（事業者への支払義務）相当額です。
2．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、7,966,455千円です。
3．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、685,286千円です。
（減損会計関係）
減損の兆候が認められた固定資産（翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産）
⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用　途	種　類	場　所
教育施設	建物	附属横浜小学校器具庫 （神奈川県横浜市中区立野）
福利厚生施設	建物	常磐台宿舎 （神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台）
福利厚生施設	建物	大船植木住宅１号棟 （神奈川県鎌倉市岡本）
福利厚生施設	建物	大船植木住宅２号棟 （神奈川県鎌倉市岡本）

⑵　使用しなくなる日

場　所	種　類	使用しなくなる日
附属横浜小学校器具庫	建物	平成30年３月
常磐台宿舎	建物	平成30年３月
大船植木住宅１号棟	建物	平成31年３月
大船植木住宅２号棟	建物	平成31年３月

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由
翌事業年度以降の特定の日以後、固定資産の全部又は一部の廃止に伴い取り壊しが行われるため、使用しないという決定を行いました。